

第228回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第7号

令和5年5月1日かすみがうら市農業委員会告示第7号をもって、令和5年5月10日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第228回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年5月10日（水）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番	海東 功	2番	西崎 敏和	3番	鈴木 良道	4番	宮本 教夫
5番	塚本 勝男	6番	安田 治	7番	飯田 敬市	8番	久松 弘叔
9番	井坂 孝雄	10番	高田 健司	11番	谷中 昌	12番	廣原 孝
13番	栗山 千勝	14番	塚本 茂	15番	中山 峰雄		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 事務局長補佐 関川 信政 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

7番 飯田 敬市 8番 久松 弘叔

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
 - ② 議事録署名委員について
 - ③ 日程の決定について
 - ④ 報告案件について
 - 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 報告第17号 制限除外の農地移動届出の受理について
 - ⑤ 議案審議について
 - 議案第32号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について
 - 議案第37号 遊休農地の非農地判断について
 - 議案第38号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
 - 議案第39号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 午後14時55分閉会

事務局長	<p>只今から、令和5年 第228回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	会長あいさつ
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、7番 飯田 敬市 委員、8番 久松 弘叔 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の 長田(おさだ) 主任 を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議長	<p>次に 報告第15号から第17号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに 議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第32号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6番 安田 治	<p>4月27日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、飯田委員と久松委員と私、安田の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号1番の農地は、 ●●●●●●●● から約400m西に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 水稻を作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして番号2番の農地は、 ●●●●●●●● から約500m北西に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は新規就農のため、今回の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして番号3番の農地につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第34号 農地法第5条の番号3番と関連する案件のため、そちらの説明の際に一括で説明いたします。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>

	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番については、5条許可と関連がありますので、議案第34号の審査の中で一括審議といたします。</p>
議長	<p>議案第32号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可については、番号3番を除き、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。</p>
議長	<p>番号1番について審議いたします。 なお、番号1番については、5番 塚本 勝男 委員が、議事参与の制限となりますので農業委員会等に関する法律第31条及び かすみがうら市 農業委員会 会議規則 第13条の規定により、退席願います。 (5番 塚本 勝男 委員 退席)</p>

議長	事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 飯田敬市	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●● の東側に位置する 畑1筆になります。こちらは、第1種農地と判断しました。 申請人は、駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。 また、申請地は第1種農地ですが、申請地は集落に接続していること から不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断し ました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。 す。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。
議長	番号1番について、 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに賛成の方は 挙手 をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可する ことに 決定いたします。
議長	5番 塚本 勝男 委員の入室をお願いします。 (5番 塚本 勝男 委員 入室)

議長	<p>次に「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
8番 久松 弘叔	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●● から約400m北に位置する畑2筆になります。こちらは、第1種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。また、申請地は第1種農地ですが、申請地は集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●● から約900m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。こちらについては、先ほど説明がありました議案第32号 農地法第3条の番号3番と関連がありますので一括で説明いたします。 図面番号4番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●● から約500m北西に位置する田1筆になります。 現況は、雑草繁茂(はんも)の状態となっていました。 申請人の ●●●●●●●● は、3年間の一時転用を行い営農型太陽光発電施設に供するため、今回の申請に至りました。パネルの下</p>

	<p>では土地所有者がミョウガを作付けし、営農を行う計画です。また、議案第32号の番号3番は、転用事業者と営農者が異なるため、区分地上権を設定するための第3条申請になります。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番については、「議案第32号」番号3番と同一計画地であり、関連した案件になりますので一括審議をお願いします。</p> <p>ご意見ご質問等はございますでしょうか。</p>

1 番 海東 功	昔、今回と同様に第一種農地に対し、県の方にソーラー事業を行うことで申請し却下を受けたことがある、今回の案件と何が違うのか。
事務局	お答えいたします。 前に行っていた太陽光事業は単なる太陽光のみでしたが、今回の申請は以前とは違い、営農型の事業なので許可をしたものです。
4 番 宮本 教夫	賃借料は有償ですか。
事務局	賃借料込みで66万円です。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番 並びに「議案32号」番号3番について原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号3番並びに「議案32号」番号3番は、原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議長	次に 「議案第35号 農業経営 基盤強化 促進法第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第35号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。

議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第35号農業経営 基盤強化促進法 第18条 第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議長	<p>次に 「議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条 第3項の規定による農用地 利用集積等促進計画案の 意見の 決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が 終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第36号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条 第3項の規定による農用地 利用集積等促進計画案の 意見の 決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議長	<p>次に 「議案第37号 遊休農地の非農地判断について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が 終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>

13番 栗山 千勝	この非農地の土地を買いたい場合はどうするのか。
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>営農できるように状態にしていいただければ、農業委員と推進委員が確認して農地として認めれば、農地台帳に登録します。</p>
3番 鈴木 良道	非農地の地目変更は税務課ではできないのですか。
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>地目の変更は法務局で行っていただきますようお願いいたします。</p>
4番 宮本 教夫	法務局に行って水田から山林になった場合は、来年の税への反映はどうか。
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>固定資産税の賦課期日は、1月1日現在の状況で判断しますので来年度から反映されると思われます。税務課に確認したところ、地目変更は農地よりは山林の方が安価ですが、土地の面積が小さい場合は税額に変更がない場合もあります。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第37号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第37号 遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	<p>次に 「議案第38号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>（事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が 終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>

	<p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第38号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第39号 令和5年度 最適化活動の目標 の設定等について」上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第39号令和5年度 最適化活動の目標 の設定等について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>

議長	<p>来月の総会は、6月12日（金）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、井坂 孝雄 委員、高田 健司 委員、 谷中 昌 委員 です。 日時は、6月5日（月）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2 と いたします。よろしくお願ひいたします。 他に 事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 かすみがうら市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について 2 令和5年度 農地法第30条 農地利用状況調査日程表（案）について 3 令和4年度 農業委員会活動及び成果実績
議長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 それでは、以上を持ちまして、第228回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。</p>
事務局長	<p>・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。</p> <p>かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により 署名する。</p> <p>かすみがうら市農業委員会会長 _____</p> <p>署 名 委 員 _____</p> <p>署 名 委 員 _____</p>